

平成25年12月23日

新藤義孝総務大臣

住民制度課、池田担当

TEL 03-5253-5111 (23-112)

FAX 03-5253-5520

那須塩原市役所 (保健福祉部市民課、鈴木課長)

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

那須野農業協同組合、高久支店 磯正美支店長

TEL 0287-64-1122

FAX 0287-64-0667

栃木県庁 福田知事 (県警本部長)

市町村課、課長 管理担当

TEL 028-623-2113

FAX 028-623-3924

東京高等検察庁

TEL 03-3592-5611

那須塩原警察署 谷田部俊男署長

刑事課 小河原

TEL 0287-67-0110

損保犯罪被害者の会

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川 博

TEL, FAX 0287-64-1322

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@他者の預金等金融資産は、泥棒が、有印私文書偽造、行使、金融資産を盗む人間の住基カード等を使用して、国策で盗めて、合法犯罪で通せています、住基カードもこの犯罪で、国策で使用を公認している法の根拠を答えて下さい

1、平成22年4月15日午前3時31分に死去した石川博実母、石川絹枝の残した遺産は、預金に関しては「絹枝長男石川皖一の妻石川孝子が、絹枝死去の後、次の手法で根こそぎ盗み、警察、法曹三者等の公認により合法犯罪で通されていて、同じ犯罪は、国策で常時凶行され成功させられています」

め入手が、園中で同じく通せている。

北澤、小川公証人証書——当然、被相続人が所有している現金、有価物全ても”通常は、公正証書遺言記載人物が根こそぎ盗んで独り占めして通せている”法律で定められている他の相続権者の遺留分の権利も、実態では、喪失で通せている、法の根拠は一切無いが、この手法で日本中遺産を独り占めして通せている。

2、上記犯罪で、威力を発揮出来ているのが、「被相続人が所有している運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等、公的機関発行の顔写真が付いた証明書の悪用です”石川絹枝の遺産窃盗では、絹枝長男嫁孝子が絹枝の住民基本台帳カードを絹枝が死去した事実を証明する戸籍謄本、盗んだATMカード、預金、保険通帳、証券、銀行印を使用して、金融機関、損保と共犯となり、絹枝の署名、押印を偽造、犯罪使用して、絹枝が死去後自分で自分の預けた金融資産を引き出した、法律的に当事者が行った行為”と偽装し、絹枝の金融資産窃盗を成功させていました」

3、この犯行をこちらから、別紙JA高久支店での、孝子による犯罪証拠、絹枝の住民基本台帳カード、偽造解約、引き出し書類等写しも添えて、住民基本台帳カード悪用責任を追究された那須塩原市役所保健福祉部、市民課、鈴木課長が、山本に対し電話で答えた事実は、次の通りです。

(1)石川孝子さんが、石川絹枝さん死去後、絹枝さんの住民基本台帳カードを、JA他と共謀して使用し、絹枝さんが預けていた金融資産を根こそぎ盗んだ事件は、栃木県庁市町村課に伝えまして、市町村課、総務省からの問い合わせも、複数回来ている。

(2)この、石川孝子による住民基本台帳カードの使用は、各金融機関と孝子で行ったのであり、一切那須塩原市としては刑事告発も、孝子、JA他への石川絹枝の住民基本台帳カード悪用を調べない、問わないとしている。

(3)住民基本台帳カードは、この法律規定では、本人死去後、戸籍と連動させて失効させるとなっているが、札幌市戸籍住民課他と同じく、一切本人死去後も、失効すらさせて来なかった、カードの不正使用発覚がでて、一切不正使用を、刑事告発も含めて行わない、問わないし、回収方法も一切考えてすら居ない”絹枝さんの住民基本台帳カードは、有効期限切れまで孝子さんが所持しているなら、同じように、絹枝さんとして使用し続けられるでしょう”

4、別紙を総務省に送りますが「絹枝の金融資産を孝子が盗むのに使用したJA

(1) 石川絹枝が死去した事実を戸籍謄本に記載させ、死亡を記載した戸籍謄本を入手し、絹枝自宅から盗み出した絹枝の預け入れ金融資産、とちぎん、ゆうちょ銀行、JA共済の預金通帳、あいおいニッセイ同和損保保険証券、銀行印、絹枝の住基カードを孝子が使用して、絹枝の預けた金融資産を、根こそぎ盗み、隠蔽した。

(2) 手口は”孝子が、上記金融機関、損保に出向き、絹枝の死去を戸籍謄本で証明したので、上記金融、損保機関は、国策預金窃盗制度を稼働させて、絹枝の住基カードも盗み提示したし”孝子が絹枝本人であると偽りを通し、孝子が絹枝の氏名、押印を偽造記載した預金引き出し書類、預金、保険積立金解約書類を金融機関、損保事業者の社員の手配の元作成、行使し、まんまと絹枝の預け入れ金融資産を根こそぎ盗み、着服に成功した”ATMカードも孝子が絹枝と偽り、金融機関の協力を得て使用し、引き出しに成功させて貰っている。

(3) この犯罪制度は、国策犯罪で日本中で行い成功に持ち込めていて、理由は「山本の調査結果の一部としては”札幌大通公証役場、元裁判官北澤、中公証役場、元検事小川公証人証言にもよると、公正証書遺言状に被相続人が、相続権者等の住所、氏名を記載し、自分が所有する不動産ないし財産全てを相続させる、と記載があれば、一切合法根拠無しで、次の被相続人所有物を見つけ出し、盗み出し、使えば、被相続人の見つけ出せた財産全部を、公正証書記載人物が根こそぎ盗んで通せている”こう証言している。

北澤、小川公証人証言——被相続人所有不動産は、見つけ出せた不動産に付いて”権利書も不要で、上記公正証書、被相続人死去を証明する戸籍謄本、被相続人記載人物を証明する証明書”これが揃えば、法務局で被相続人所有不動産の名義を公正証書記載人物名義に書き換えて通せている、この行為を合法とする法律は、一切存在はしていない。

北澤、小川公証人証言——預金、保険積立金も、被相続人の分を預金通帳、証券で見つけ出せれば、被相続人の公的機関発行証明書も揃えて、被相続人が死去した証拠の戸籍謄本も提出する事で”通常は、公正証書遺言記載人物が、被相続人の金融資産預け入れ先と共謀して、石川孝子が行った手法によって、被相続人が死去後、自分の預けた金融資産を自分で引き出したとして、根こそぎ盗み成功させられている”一切合法根拠は無しだが、普通は、他の相続権者を諦めさせて成功させられている”公正証書作成は、被相続人は来なくとも作成出来るし、公正証書記載内容全ては、一切合法根拠も備わっては居ないが、上記手法が、公正証書作成により通せている”法律的には、他の相続権者の遺留分全てが喪失も、公正証書記載内容がどうであろうと、全て喪失もしないのだが、上記遺産独り占

の預金引き出し偽造書類、住民基本台帳カード、絹枝によるとされている公正証書遺言写しです」総務省、JA高久支店は、この事件に限ってでも良いので、石川孝子が、絹枝の住民基本台帳カードをこうして盗み、絹枝の預金窃盗の武器で使った事の、法律を網羅した、公式回答を出して下さい。

5、ゆうちょ銀行は「上記絹枝所有遺産全ての窃盗犯罪の共犯者となり、孝子に、JAと同じ手で、絹枝の預けた金融資産全部を盗み、着服させながら、配職先全機関にも送る石川絹枝実母、博祖母、市村つまが残したゆうちょ銀行定額預金に付いては”一切の解約手続き公開せずで、この定額預金を解約し、ゆうちょ銀行が勝手に決めた相続権者、相続割合により、つま次女に半額、絹枝息子四人には、半分を四分の一ずつ渡す”」と言い張っている、法を網羅した根拠を公式文書回答願います。

6、ゆうちょ銀行は「絹枝の預金窃盗が正しいなら”つま次女に半額、孝子に半額支払い以外出来ないですよ”ゆうちょが、独断を絶対とし、絹枝、つまの残した預金を全く異なる解約、配布出来る法的根拠は無いのです。つまの残した定額預金全額をつま次女の遺留分代表相続権者石川博に渡すよう石川博は求めます、当然、つまの定額預金解約書類写しも提供を求めます」

ちなみに、絹枝の預金、保険積立金等の解約、不動産登記等で石川皖一、孝子がした手続きにおいて、当然ながら石川博の意思確認など一度もなされた事はない。

平成25年7月3日

那須塩原塩役所

戸籍住民課、鈴木課長

TEL 0287-62-7131

FAX 0287-62-7222

札幌市役所

戸籍住民課、辰野課長

TEL 011-211-2296

FAX 011-218-5191

竹崎巖高裁長官

FAX 03-3264-5691

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-81

石川 博

TEL. FAX 0287-64-1322

@住基カードの適法使用に、住基カード当座者と偽り、当事者の預金、保険積立金を、金融機関、保険会社と共犯になり盗む手法も、警察、司法、行政が公認して作られ、実行されています、この住基カード使用方法の合法根拠を答えて下さい

1、貴殿等には口頭で伝えて有りますが、多般、栃木県にて、栃木県太田原市在住 石川孝子が、孝子の夫暁一の実母石川絹枝が平成22年4月15日、午前3時31分に死去（別紙1参照）後、絹枝の預金通帳、保険積み立て証券、印鑑、住基カードを絹枝が一人暮らししていた自宅から盗み出し、ゆうちょ銀行野崎出張所、黒磯支店、栃木銀行太田原支店、あいおいニッセイ同和損保 阿久津保険代理店と共謀し、絹枝の住基カードを身分証に用い絹枝に成り済まして、絹枝の氏名、押印を孝子が偽造し、盗んだ印鑑を押印し、まんまと絹枝の金融資産を盗んだ事件が有りまして、この犯罪も、栃木県警、那須塩原警察署、生沼司令他、法曹三書、国税、財務省が、全て適法な犯罪である、と公式に追認を行って有りました。

2、しかし、この国策犯罪、金融資産泥棒事件で、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保は、警察、法曹三者、国の機関と共謀し、孝子が絹枝の住基カードを身分証明に使用した事実を隠匿し続けて来ました。

3、しかし今般、当方が石川孝子と夫皖一による絹枝の遺産泥棒犯罪を、脱税の面で、那須塩原市に告発した事で、皖一、孝子に不都合が生じたらしく「別紙一式書類の通り、JA高久支店に有った絹枝の預金も、実は絹枝死去の翌日、同じ手口で盗んであった、四分の一を渡す」と連絡が来て、JA高久支店に確認を行い、この犯罪に用いた書類一式（別紙2～5）を見せられ、彼らが警察、司法、行政の加担を得て、この犯罪を成功させる為に、住基カードを絹枝が自分の金融資産を、自分の死後自分で金融機関、保険会社に出向き、預金引き出し、解約書類、保険契約解約書類を書いて金融資産を自分が得た、と見せ掛ける証明書に用いても居た事実を、正しく知りました。

4、ゆうちょ、とちぎん、あいおいニッセイ同和損保、栃木県警、法曹権力、金融庁、財務省は、皖一と孝子による、遺産、金融遺産のこの手を用いての窃盗を、国の闇で行い進めている適法制度と、刑事事件で、民事訴訟で公認し、しかし、孝子が絹枝の住基カードを、絹枝に成り代わる証明書に使用した事実を、今まで民事、刑事事件に於いて隠匿して来たので、今回、JAから、住基カードの悪用事実、証拠を見せられ、孝子にこうやって絹枝の預金を盗み出させました、と証拠書類を渡されるまで、この犯罪を知らず、証明出来なかったのです。

5、答えて頂く必要が有る事項は「この孝子による警察、法曹三者、国の機関が公式に認め、手掛けさせて適法犯罪で通している、住基カードの適法使用方法、他者の住基カードを使用すれば、住基カード当事者に、適法に成り代わって通る法的根拠を答えて頂く必要が、必ずある事です」

当然、今後状況により、民事訴訟も、孝子、農協、那須塩原市役所、総務省相手に起こし、この住基カードの悪用制度の正しさを確定もさせようと考えていますし、法律に、この成り代わり住基カード使用方法を明記させねばなりません。必ず一週間以内に、那須塩原市、札幌市で、公文書によるこの住基カードの正しい使用に付いての、適法根拠理由を記載した回答を出して下さい。